(公社) 砂防学会 東北支部 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人砂防学会東北支部(以下、東北支部と呼ぶ)の運営を円滑に進めることを目的として定める。

- 2. 東北支部の運営は、公益社団法人砂防学会定款、公益社団法人砂防学会業務規程、公益社団法人砂防学会経理規程(以下「学会規則」という)及びこの運営規程に基づいて実施する。
- 3. 東北支部は、東北在住の公益社団法人砂防学会の正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員の内、東北支部の活動に参加する意思を表明した者を支部会員として構成する。 なお、東北支部は原則として2年毎に東北在住の公益社団法人砂防学会の正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員に対して東北支部の活動への参加の意思をメール等で確認する。

第2章 支部役員

(支部役員)

- 第2条 東北支部に、学会規則の定める支部長、副支部長、支部監事、運営委員を置く (以下「役員」という)。
- 2. 役員の定員は下記のとおりとする。

支部長 1名

副支部長 2~6名

支部監事 2名

運営委員 6~30名

3. 副支部長は代行順位を付けるものとする。第1順位の副支部長は、支部長に事故あるときにその職務を代行する。

(職務·報酬)

第3条 運営委員は、支部の運営を協議する。

3.役員は、無給とする。

(選任)

- 第4条 支部長、副支部長、支部監事は運営委員会が支部に所属する正会員もしくは支部運営に必要な行政担当官のうちから推薦し、砂防学会長名で委嘱する。
- 2. 運営委員は運営委員会の推薦に基づき支部に所属する正会員もしくは支部運営に必要な行政担当官のうちから支部長名で委嘱する。

(任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第6条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときには、砂防学会長(支部監事、運営 委員は支部長)は解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 本人からの申し出
- (4) 人事異動

第3章 支部総会

(構成・議長)

- 第7条 支部総会は、支部に所属する支部会員の参加により実施する。
- 2. 支部総会の議長は、支部長とする。

(決議事項)

- 第8条 支部総会は、支部に関する次の事項を審議する。
- (1) 支部の運営規程の変更、廃止
- (2) 事業報告案及び決算案の作成
- (3) 会計および業務執行に関する支部監事の報告
- (4)役員の推薦
- (5) その他、支部総会で審議することが必要な事項

(定足数・議決)

- 第9条 総会の定足数は支部会員の過半数とし、委任状の提出をもって出席とすることができる。
 - 2. 総会の議事は、出席した支部会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 3. 支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - 4. 支部長は、支部監事からその事由を付した文書により支部総会の開催を請求された場合は、速やかに支部総会の招集を行わなければならない。

第4章 運営委員会

(構成・招集・議長)

- 第10条 運営委員会は、支部長、副支部長、運営委員をもって構成する。
 - 2. 運営委員会の会議は、支部長が招集する。また、会議の議長は、支部長または副支部長がこれにあたる。

(決議事項)

- 第11条 運営委員会は、支部に関する次の事項を決議する。
- (1) 支部総会に付議するべき事項

- (2) 支部総会の決議事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画(案)及び予算(案)
- (4)役員(案)の推薦
- (5) 土砂災害緊急対応の実施に関する事項
- (6) その他運営に関する事項

(議決)

- 第12条 運営委員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する者を除く出席した運営委員会の構成員の過半数をもって決する。
- 2. 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 会計処理

(金銭の出納)

第13条 支部における金銭の出納および保管は、本部の指示の基に会計担当の運営委員が 行うものとする。

(理事会への報告)

- 第14条 支部の毎年度の収支の予算については、前年度の2月中旬までに、毎年度の収支 決算については年度末にあたる2月末までに公益社団法人砂防学会理事会に報告する。
- 2. 支部の毎年度の事業計画については、前年度の2月中旬までに、毎年度実施した事業の内容については年度末に当たる2月末までに公益社団法人砂防学会理事会に報告する。

(支部監事)

第15条 支部監事は、決算時および必要と認められる場合は、支部の会計について監査を 行い、文書により支部総会に報告しなければならない。

付 則

1. 本運営規程は、平成27年6月1日から施行する。